Dispute Resolution
Tokyo

Client Alert
27 June 2025

2025 年改正公益通報者保護法の概要と実務対応

本アラートに関する
お問い合わせ先

吉田武史
パートナー
+81 3 6271 9723
takeshi.yoshida
@bakermckenzie.com

長谷川匠
アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa
@bakermckenzie.com

藤原総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara
@bakermckenzie.com

2025 年 6 月 4 日、公益通報者保護法の改正法（以下、「2025 年改正法」）が国会で成立し、同月 11 日公布された。同改正法は、今後、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日から施行される。消費者庁が主催し有識者より構成される検討会は、2024 年 9 月、法改正に向けた中間論点整理を公表し、同年 12 月には報告書を公表していたが、2025 年改正法は、こうした検討会での議論を踏まえた内容となっている。本アラートでは、2025 年改正公益通報者保護法の概要とこれに対する今後の実務対応について解説する。

2025 年改正法の概要

2025 年改正法は、中間論点整理及び報告書において議論されていた、体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報を阻害する要因への対処、公益通報を理由とする不利益取扱い（報復）の抑止・救済の強化、公益通報者の範囲拡大の各観点から、以下の具体的な規定を定めている。

- **体制整備の徹底と実効性の向上**
  1) **従事者指定義務違反への対応**：従事者指定義務に違反する事業者が勧告に従わない場合の消費者庁長官による命令権、及び同命令違反時の刑事罰（30 万円以下の罰金、両罰）の新設。同事業者に対する、消費者庁長官の立入検査権限の新設とともに、報告懈怠・虚偽報告、検査拒否に対する刑事罰（30 万円以下の罰金、両罰）の新設。
  2) **実効性向上のための対応**：公益通報対応体制整備義務の例示として、労働者等への体制の周知義務を明示。
- **公益通報を阻害する要因への対処**
  1) **通報者を探索する行為の禁止**：事業者が、正当な理由なく、公益通報者の特定を目的とする行為を禁止。
  2) **通報を妨害する行為の禁止**：事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報しない旨の合意を求めることなどにより、公益通報を妨げる行為を禁止し、これに違反してなされた合意等の法律行為を無効。
- **公益通報を理由とする不利益取扱い（報復）の抑止・救済**
  1) **不利益取扱いの抑止**：公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰（6 月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金、両罰）を新設。法人に対する法定刑は 3,000 万以下の罰金。
  2) **不利益取扱いからの救済**：通報後 1 年以内（外部通報の場合、事業者が外部通報を知った日から 1 年以内）の解雇又は懲戒は、公益通報を理由としてされたものと推定。

- **通報主体や保護される者の範囲拡大**

  1) 通報主体の範囲を、事業者と業務委託関係にあるフリーランス及び業務委託関係が終了して１年以内のフリーランスにも拡大。同時に、こうしたフリーランスに対する公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他の不利益取扱いを禁止。

今後の実務対応

本アラートでは、2025 年改正法に対する今後の実務対応として、以下の対応を提案する。

- **体制整備の見直し**：体制整備の徹底や実効性向上に向けた法改正に対応し、従事者指定義務の遵守状況及び公益通報者保護法の概要の周知について、継続的にモニタリングを実施する。
- **通報阻害要因の排除**：通報者を探索する行為や通報を妨害する行為については、内部通報規程において禁止行為として規定し、研修やマニュアルによってこれを周知する。
- **不利益取扱いの禁止の徹底**：公益通報を理由とする不利益取扱いに対する禁止について、継続的に周知徹底を図る。また、不利益取扱いの範囲として、解雇、降格、減給、退職金の不支給の他、配置転換も該当し得ることについて、研修等で周知することが望ましい。
- **通報者の範囲の拡大**：内部通報規程において、業務委託が継続している又は業務委託の終了から１年以内のフリーランスも、内部通報制度上通報できる者の範囲に含まれる旨を明示する。

***

本クライアントアラートへのご質問やコンプライアンス・プログラムの改善に向けたアドバイスが必要な場合には、弊所にお気軽にご相談ください。